

(第一類 第六号)

第百四十回国会
衆議院

文教委員会

議 録 第 十 八 号

(三二二)

平成九年六月四日(水曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 二田 孝治君

理事 稲葉 大和君

理事 田中眞紀子君

理事 藤村 修君

理事 石井 郁子君

理事 岩永 峯一君

理事 佐田玄一郎君

理事 中山 成彬君

理事 柳沢 伯夫君

理事 吉田六左門君

理事 池坊 保子君

理事 西 博義君

理事 肥田美代子君

理事 保坂 展人君

出席国務大臣

文部大臣 小杉 隆君

出席政府委員

文部政務次官 佐田玄一郎君

文部大臣官房長 佐藤 慎一君

文化庁次長 小野 元之君

委員外の出席者

文教委員会調査 岡村 豊君

室長

委員の異動

六月四日

辞任

阪上 善秀君

島村 宣伸君

同日

辞任

林 幹雄君

補欠選任

吉田六左門君

林 幹雄君

補欠選任

島村 宣伸君

吉田六左門君

阪上 善秀君

六月四日

スポーツ振興くじ導入反対、国民のためのスポーツ振興に関する請願(春名真章君紹介(第三四九六号))

同(山原健二郎君紹介(第三四九七号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(石井紘基君紹介(第三四九九号))

同(西博義君紹介(第三五九五号))

同(柳本卓治君紹介(第三五九六号))

同(赤松広隆君紹介(第三六二九号))

同(一川保夫君紹介(第三六三〇号))

同(瓦力君紹介(第三六三一号))

同(桑原豊君紹介(第三六三二号))

同(近藤昭一君紹介(第三六三三号))

同(坂本三十三次君紹介(第三六三四号))

同(中沢健次君紹介(第三六三六号))

同(野田実君紹介(第三六三七号))

同(藤村修君紹介(第三六三八号))

同(二見伸明君紹介(第三六三九号))

同(武藤嘉文君紹介(第三六四〇号))

同(外一件(村岡兼造君紹介(第三六四一号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

同(森喜朗君紹介(第三六四二号))

近年、コンピューターを用いた情報処理の技術及びネットワークを用いた送信の技術が著しい進歩を遂げ、インターネットを初めとするさまざまな情報伝達手段が急速に発達普及しており、これに伴い、著作物等の利用形態についても多様化、複雑化が進んできているところであります。

このようなネットワークの発達等に対応した著作権保護制度のあり方については、国際的にも大きな関心を呼んでいるところであり、世界的所有権機関、いわゆるWIPOにおいても、昨年十二月に、このような課題への対応を含むWIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約の二つの新条約が採択されたところであります。

このたびの改正は、このような国際的な動向を踏まえつつ、情報技術の急速な発達に対応して著作物等の適切な保護を図るため、著作権制度の整備を行うものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、送信形態の多様化に伴い、送信に関する規定の整理を行うことであります。

有線と無線が併用されている送信形態の増加に対応するため、現行法第二条に規定する「放送」と「有線送信」とを「公衆送信」という新たな概念に統合するとともに、これに伴い「放送」の定義を改正することとしております。

第二は、プログラムの著作物について、同一構内での有線による送信を権利の対象とすることとしてあります。

現行法では、同一構内での有線による送信は権利の対象から除外されておりますが、近年急速に拡大、多様化しているLAN等を用いたコンピュータープログラムの同一構内での送信が著作者に与えている不利益を考慮し、コンピュータープログラムに限り、同一構内での有線による送信も権利

第一類第六号

文教委員会議録第十八号

平成九年六月四日

午前九時四十六分散会

の対象とすることとしております。
第三は、インターネットなどを用いて利用者の個々のアクセスに応じて自動的に行われる送信である、いわゆるインタラクティブ送信に係る著作者の権利を拡充することとあります。

インタラクティブ送信に係る著作者の権利については、我が国は、既に昭和六十一年の改正において法整備を行ったところであり、昨年十二月に採択されたWIPO著作権条約の考え方に従い、送信の前段階である、端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に著作物を置く行為についても著作者の権利が及ぶ行為に含めることとしております。

第四は、実演家及びレコード製作者に、実演及びレコードを端末からのアクセスに応じて自動的に公衆に送信し得る状態に置くことについて権利を付与することとあります。

現在、著作者と異なり、実演家及びレコード製作者については、インタラクティブ送信に関する権利が十分には認められておりませんが、ネットワークを用いた送信による実演、レコードの利用が増加しつつある状況に対応するため、WIPO実演・レコード条約の考え方に従い、端末からのアクセスに応じて自動的に公衆に送信し得る状態に置く行為を対象として新たに許諾権を付与することとしております。

最後に、施行期日等についてであります。
この法律は、平成十年一月一日から施行することとし、所要の経過措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○二田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域)にあるものによる送信プログラム)の著作物の送信を除く。)を行うことをいう。

第二条第一項第八号を次のように改める。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行ふ無線通信の送信をいう。

第二条第一項第九号の二の二「有線送信」を「公衆送信」に、「もの」を「有線電気通信の送信」に改め、同項第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じて自動的に行ふもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることとをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分(以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。)に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ)の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情

報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続(記録、自動公衆送信装置の始動、送受信プログラム)の起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。)を行うこと。

第二条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中「放送、有線送信」を「公衆送信」に、「放送又は有線送信」を「公衆送信」に改め、同条第九項中「第一項第八号」を「第一項第七号の二(第八号)に改め、「第九号の二」の下に「第九号の四、第九号の五」を加え、「第二十号」を「第十九号」に改める。

第四条第一項中「放送、有線送信」を「公衆送信」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八号」を、「第二十八号」に、「又は」を「若しくは」に、「放送、有線送信」を「公衆送信」に、「提示」を「提示され、又は第二十八条の規定により第二十三条第一項に規定する権利」と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。

第四条第五項中、「第二項若しくは前項」を、から第三項まで」に改める。
第二十三条の見出しを「(公衆送信権等)」に改め、同条第一項中「放送し、又は有線送信する」を「(公衆送信(自動公衆送信の場合)にあつては、送信可能化を含む。)」を行う」に改め、同条第二項中「放送され、又は有線送信」を「公衆送信」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行ふ当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。
第八十九条第一項中「第九十二條第一項」の下に「第九十二條の二第一項」を加え、同条第二項中「第九十六條」の下に「第九十六條の二」を加える。

第九十二條の見出し中「有線送信権」を「有線放送送信権」に改め、同条中「有線送信」を「有線放送」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(送信可能化権)
第九十二條の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。
一 第九十一條第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第九十一條第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの
第九十三條第一項中「前条第一項」を「第九十二條第一項」に改める。
第九十六條の次に次の一条を加える。

(送信可能化権)
第九十六條の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。
第百三條に後段として次のように加える。

この場合において、第六十三條第五項中「第二十三條第一項」とあるのは、「第九十二條の二第一項又は第九十六條の二」と読み替えるもの

とする。
附則第十四条中「放送又は有線送信」を「公衆送信」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(自動公衆送信される状態に置かれている著作物等についての経過措置)

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている著作物、実演(改正前の著作権法(以下「旧法」という。)第九十二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)又はレコードを、当該自動公衆送信に係る送信可能化を行った者(当該送信可能化を行った者とこの法律の施行の際現に当該著作物、実演又はレコードを当該送信可能化に係る新法第二条第一項第九号の五の自動公衆送信装置を用いて自動公衆送信される状態に置いている者が異なる場合には、当該自動公衆送信される状態に置いている者)が当該自動公衆送信装置を用いて送信可能化する場合には、適用しない。

3 この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている実演(旧法第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。)については、同条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

無線及び有線による情報伝達手段の発達に対応するとともに、著作物、実演家又はレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、著作物、実演又はレコードの送信可能化に関するこれらの者

の権利を定め、プログラムの著作物について同一構内の送信を著作権の対象とし、あわせて無線又は有線による送信に関する規定の整理等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年六月十八日印刷

平成九年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K